

化学物質管理（P R T R法）

各工場の取扱量 1 t 以上の PRTR 対象物質は下表の 9 物質であり、新潟原動機全体としての 2012 年度の実績は下表の通りです。

物質 番号	C A S 番号	化学物質名	取扱量	大気 排出量	水域 排出量	移動量
438	1321-94-4	メチルナフタレン	37,434	186	－	－
87	－	クロム	13,044	－	－	10,182
392	110-54-3	ノルマルヘキサン	13,000	12,800	－	200
80	1330-20-7	キシレン	6,125	6,086	－	39
384	106-94-5	1-プロモプロパン	5,383	4,933	－	450
412	－	マンガン	3,674	－	－	73
300	108-88-3	トルエン	3,119	3,092	－	27
53	100-41-4	エチルベンゼン	2,734	2,711	－	23
296	95-63-6	1.2.4-トリメチル ベンゼン	2,343	2,343	－	－

(単位は kg)

●新潟原動機におけるアスベスト対応

アスベスト使用に対する規制は年々世界的に強化されおり、日本では平成 18 年労働安全衛生法施行令が改正され、アスベスト及びアスベストをその重量の 0.1% 超えて含有する全ての物の製造・輸入・譲渡・提供・使用が禁止となっています。

しかし、施行令改正後もアスベスト含有部品が流通し、問題となる事例が見られます。日本で製造されている部品に対しては国内の法令が適用されるため、問題が発生することはほとんどありませんが、海外製のノンアスベスト部品については製造国の法律が適用されるため、国内基準を超えたアスベストが含有された物が輸入され、流通する可能性があります。

このような背景から新潟原動機では、購買品に対するアスベスト含有部品の流出防止を強化しており、購買先に対し海外部品購入状況などの実態調査を行っています。

また、船舶において I A C S（国際船級協会連合）加盟船級は 2012 年 7 月 1 日以降起工する新造船を対象とし、また就航船に於いても交換する部品を対象として、船級検査時、「アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料の確認」を実施しています。新潟原動機ではお客様のご要望により、I A C S 加盟船級の検査時必要となる「アスベスト不使用宣言書」を発行しています。

これからも新潟原動機は、お客様へ有害物質を含まない安全な製品をお届けするため、製品の安全確保、品質向上に努めてまいります。